

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	保健福祉部		
	課名	保険年金課		
	係名	医療福祉係		
	記入者		電話(内線)	113

1. 事業の概要				
(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	後期高齢者医療事務事業	
				(3) 事業の 優先度
				C
(4) 総合計画での位置づけ			(6) 事業主体	
① 事業の区分	主要事業			(7) 予算・ 財源等 の種別
② 施策コード	11402	(総合計画掲載ページ)	52	事業の性質
基本目標(政策)	1ともに支えあい、安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)			一般事業費(ソフト事業)
基本施策	1-1健康で安心して暮らせる保健福祉の充実(健康・医療)			会計区分
施策	④国民皆保険制度の適正運営			特別会計
施策内容	2後期高齢者医療の適正運営			財源区分
				市単独
				予算科目
				款 1 項 1 目
				予算書上の 事業名称
				一般管理事務経費・徴収事務経費 (予算書 245 ページに掲載)
(5) 事業期間	開始	平成 20 年 4 月から	(8) 事務分類	
	終了	年 月まで (カ年)	根拠法令	高齢者の医療の確保に関する法律

2. 事業の目的及び内容	
(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
後期高齢者医療被保険者	運営主体である後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な窓口業務を行う。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
後期高齢者医療法顕量の徴収及び被保険者証の交付, 各種申請・届出の受付事務	
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境, 市民ニーズ等) や市民・議会の要望, 意見等とそれに対する対応	

3. 事業コスト			
行政評価 実施計画	実績内容の評価	検討・改善	検討・改善内容を反映
● 予算内訳	実績額 (千円)	当初予算額 (千円)	計画額・見込額 (千円)
事業内容	27 年度	28 年度	29 年度
事業内容	30 年度	31 年度	
一般管理事務	7,689	10,591	
徴収事務	4,485	5,034	
合計	12,174	15,625	
(1) 事務事業費の コスト 財源	国庫支出金 (千円)		
	県支出金 (千円)		
	地方債 (千円)		
	その他特定財源 (千円)	5,704	7,199
	一般財源 (千円)	6,470	8,426
	合計 (千円)	12,174	15,625
補助・起債制度名	後期高齢者健診委託金	後期高齢者健診委託金	

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称		単位	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）							
指標名	保険料徴収率	目標値		98	98	98	98
		実績(見込)値	%	98	98		
指標名		目標値					
		実績(見込)値					
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）							
指標名		目標値					
		実績(見込)値					
		達成率		%	%		
指標名		目標値					
		実績(見込)値					
		達成率		%	%		

5. 事業評価

(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価			理由
必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	
	手段の妥当性	A 妥当である	
効率性	コスト効率 人員効率	B どちらとも言えない	
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	
有効性	成果の向上	B どちらとも言えない	
進捗度	事業の進捗	A 順調である	

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

後期高齢者医療制度に関する事務あり、運営主体である後期高齢者医療広域連合と連携し、適正な運営を行う。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

6. 事業の方向性判断

評価主体	28年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	現状のまま継続 (改善・改革なし)	法律に基づき適正な事務を継続する。
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う		上記評価のとおり。